

(写)

滋賀県とびわこ成蹊スポーツ大学との連携・協力に関する包括協定書

滋賀県（以下「甲」という。）とびわこ成蹊スポーツ大学（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力しながら、滋賀の活性化と人材の育成を図ることを目的として、次のとおり協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲および乙は、次に掲げる事項について、包括的な連携のもと、相互に合意した具体的な事業について協働で取り組む。

- （1）競技力向上と障害者スポーツの振興
- （2）生涯スポーツと健康づくりの推進
- （3）滋賀ならではのスポーツ交流の創出
- （4）子どもや青少年の教育・健全育成
- （5）防災対策・安全安心のまちづくりと環境保全
- （6）地域活性化・若者定着
- （7）その他両者が協議して必要と認められる事項

（期間）

第2条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第3条 この協定書に定めるもののほか、甲と乙との連携に関し必要な事項については、両者協議して、別に定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲と乙が署名捺印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年4月9日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県知事 三日月 大造

乙 滋賀県大津市北比良1204番地

びわこ成蹊スポーツ大学

学 長 嘉田 由紀子